

労働保険適正加入推進員の委任・配置等

地方事務所に配置する加入勧奨等を行う労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）については、次のとおりとする。

1 委任・配置

推進員については、受託者が委任し、地方事務所等に配置する。その際、委任契約書を受託者との間で取り交わすこととする。

委任期間は、原則、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年とすること。（なお、平成27年度については、原則、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年とするが、受託者の判断で、平成26年度に引き続き、同一人に対して、再度、委任契約を結んで差し支えない。）

2 配置人員

業務実施計画等に基づいて必要な人員を配置すること。

3 選任要件

- (1) 加入勧奨を行う上で必要な労働保険制度等に関する専門的知識を有する者（受託者が行う研修を過去に受けた者又は研修を受けることが予定されている者で、労働保険制度等について、十分に事業主に説明できる能力があると認められる者）であること。

なお、促進員の欠員に対する補充に備え、促進員になり得る経験者（別紙2.3(1)参照）である者の選任に配慮し、十分な数の推進員を確保すること。

- (2) 推進員として委任される者は、誓約書（守秘義務を果すことを約した文書）に署名し、受託者に提出すること。

4 推進員の業務内容

推進員は、地方事務所における促進員の指揮・監督の下、次の業務を行うものとする。

- (1) 事業主等に対する加入勧奨活動及び雇用保険制度の周知等
 - ・労働保険に関する制度等の概要を解説したパンフレット等の配付及び説明
 - ・事業主等に対する加入の趣旨・目的の説明
 - ・申請、届出等に関する義務等の説明
 - ・事業主等に対する雇用保険制度の適正な手続等に関する説明
 - ・労働保険の加入に当たって必要となる関係諸帳簿の整備に関する指導
- (2) 加入勧奨状況報告書の作成・報告
- (3) 加入勧奨の結果、保険関係の成立手続を行う事業主のうち、希望する者に対する適切な労働保険事務組合の紹介
- (4) 地方事務所（促進員）との連絡調整

5 守秘義務

推進員は、委託業務に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に洩らし、又は、他の目的に使用してはならないものとする。

6 加入勧奨活動に対する加入勧奨推進費の支給

推進員が加入勧奨を行った場合に、加入勧奨推進費として調査説明費及び成功報酬費を支給すること。

その支給基準は別紙7のとおりとすること。

7 推進員の補充

推進員に欠員が生じた場合は、速やかに補充できるよう配慮すること。